

**令和7年度補正
フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金**

間接補助事業者公募要領

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金事務局（以下、「事務局」という。）では、令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金の間接補助事業者を以下の要領で公募します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」、「交付規程」をよくご理解の上、また、以下の要領全体についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

令和8年4月

目次

I	事業概要	1
1	事業目的	1
2	事業スキーム	2
3	事業内容	2
4	補助要件	4
5	本事業の管理、フォローアップスキーム	4
6	事業実施期間	5
II	補助対象	8
1	対象事業者の要件	8
2	対象事業の要件	10
III	対象経費の区分、補助率及び限度額等	11
1	対象経費の区分	11
2	補助率	14
3	費目間流用のルール	14
4	補助対象経費からの消費税額の除外	14
5	間接補助事業者の義務等	15
6	補助金の支払い	17
IV	応募申請書類の提出について	18
1	受付期間	18
2	提出方法	18
3	公募説明会	18
4	申請書作成等の問い合わせ先	18
5	提出書類について	19
6	応募に当たっての留意事項	19
V	採択の審査及び結果通知について	26
1	採択時の主な審査内容	26
2	採否の通知等	28
3	その他	28
VI	交付決定	29
VII	問い合わせ先	30

I 事業概要

1 事業目的

カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加し、排出削減と産業競争力強化・経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が熾烈化しています。さらに、原油・ガス市場等のエネルギー価格の高騰を始めとした影響が我が国にも及んでいます。エネルギー自給率が15.2%¹と他のOECD諸国と比較しても低い²水準にある我が国にとっては、今後いかに化石燃料からクリーンエネルギーへ移行しつつエネルギー安全保障を確保していくのが重要な課題となっています。こうした中で、フュージョンエネルギーについては、①カーボンニュートラル（発電の過程において二酸化炭素を発生しない）、②豊富な燃料（燃料は海水中に豊富に存在し、ほぼ無尽蔵に生成可能な上に、少量の燃料から膨大なエネルギーを発生させることが可能）、③安全性（燃料の供給や電源を停止することにより反応が停止）、④環境保全性（発生する放射性廃棄物は低レベルのみであり、従来技術による処分が可能）という特徴を有することから、エネルギー問題と地球環境問題を同時に解決する次世代のエネルギーとして期待されています。そして、こうした次世代のクリーンエネルギーとしての期待から、国内外においてフュージョンエネルギーによる2030年代の発電実証を目指すスタートアップが存在しています。

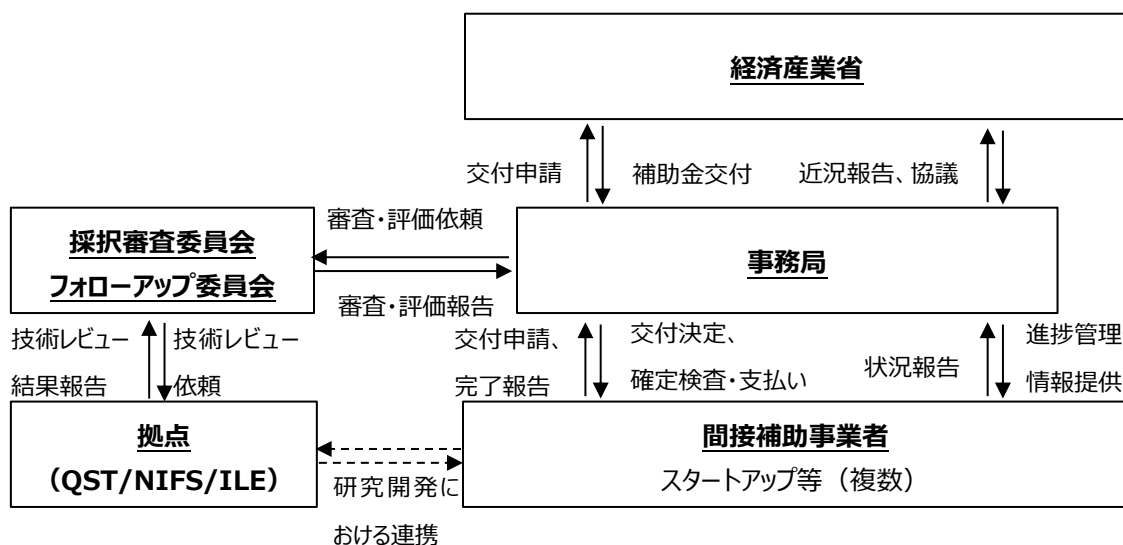
こうした状況を踏まえ、エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において、「スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化する」、「世界に先駆けた発電実証を目指し、原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促す」こととしています。また、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和7年6月4日改定）では、世界に先駆けた2030年代の発電実証を含め、早期実現と産業化を目指すこととしております。

本事業では、フュージョンエネルギーによる発電実証を目指すスタートアップ等による技術開発を支援します。支援を希望するスタートアップ等において、内閣府の「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォース」で決定された「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた取組の在り方」を踏まえ、2030年代の発電実証等で目指すゴールを設定の上、本事業の終了時に達成すべきマイルストーンを適切に設定し、その達成状況に鑑みてプロジェクトの継続可否や継続する場合の内容が判断されます。

¹ 総合エネルギー統計 2023 年度速報値

² 各国の 2022 年エネルギー自給率（日本のエネルギー エネルギーの今を知る 10 の質問 2024 年度版より）：カナダ 188.6%、米国 106.7%、イギリス 67.5%、フランス 49.3%、ドイツ 35.3%。

2 事業スキーム



3 事業内容

フュージョンエネルギーによる発電実証の達成に向けた技術開発を行う事業であって、次の全ての要件を満たす取組を支援します。

- ① **フュージョンエネルギー発電に関する技術開発** であること
- ② **2030年代のフュージョンエネルギーによる発電実証を目指す計画** であること
- ③ **商用化前発電実証及び社会実装に向けた計画が明示されていること**

◆ 発電実証が満たすべき要件

本事業で目指すフュージョンエネルギーによる発電実証とは、2026年4月8日、「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォース」がとりまとめた「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた取組の在り方」

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/fusion/shakaijissou.pdf>) において示された以下の要件を満たすものを指します。

○当面の目標となる2030年代の発電実証は、以下を満たすものであることが必要である。

- ① 市場性・経済性があると見込まれる発電システムが実現できることについての技術的成立性を示すこと（他のエネルギーと大きな差がないか、又は下回るコストの発電システムの実現に繋がるものであること。市場性が見込まれない発電システムの実現を目指した発電実証には意味がなく、そのような発電システムの実証ができない場合には、2030年代の発電実証という政府目標を変更することとなる）。
- ② 商用発電プラントの実現に必要な全ての技術の基本的な知見が体系的に獲得できること。

注）QST が提案した第6回フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォースにおける資料 2-2 「「Q-DEMO の概念設計」報告書（概要）」別添 1「現状の技術成熟度の評価と個別機器のマイルストーン」によって示された TRL 6 と同等あるいはそれ以上の性能の実証を目指す計画であることが求められる。また、方式による差異を鑑み、個々の構想の掲げる発電実証の目標数値の高低のみに着目するのではなく、商用化前発電実証、そして商用化へと繋がる段階として適切な目標と開発工程であることの科学的・工学的根拠をもった論理的な説明が必要である。

○その後に行う商用化前発電実証は、以下を満たすものであることが必要である。

- ① フュージョンエネルギー発電がビジネスとして成立し得ることを、経済的な成立性を前提としつつ、技術的に示すこと（連続運転、耐久性、メンテナンス性、トリチウム増殖を含むトリチウム取扱い技術、廃棄物処分等の商用発電プラントにおいて不可欠となる技術を全て実証し、発電システム全体としての成立性が確認できること）。
- ② 商用発電プラントの建設及び運用に必要な技術的知見やノウハウが体系的に獲得できること。

○いずれの発電実証においても、社会的成立性を確認する必要があることから、安全の確保が大前提であり、科学的知見に基づく合理的な安全対策を講じるとともに、立地地域との丁寧な対話を通じて理解と信頼を得ることが求められる。

◆ 「フュージョンイノベーション拠点」との連携

本事業では、産学連携による効果的な研究開発を進めるため、内閣府・文科省の予算事業※によって量子科学技術研究開発機構（QST）、核融合科学研究所（NIFS）、大阪大学レーザー科学研究所（ILE）に整備されるフュージョンイノベーション拠点（以下「拠点」という。）との連携を含めた事業提案を奨励いたします。

- 提案者は、開発項目の中で、拠点と連携して取り組むことを希望するものについては、連携先の拠点と連携内容を明示してください。
- 応募段階では、審査の公平性の観点から、見積もり作成依頼や事業内容の相談など拠点への事前相談は行わず、事業の実施体制にも含めないようにしてください。採択審査委員会による審査を経て、採択事業者が決定したのち、採択事業者と拠点の間の調整を経て実施体制を決定いたします。

※ フュージョンイノベーション拠点に必要となる設備の整備プログラム

(https://www.teitanso.or.jp/pdf/fusion_kyoten_2026.pdf)

4 補助要件

本事業における間接補助事業の補助要件は、以下の通りです。

要件	内容
対象事業者の要件	• 本公募要領Ⅱ-1に記載されている、①～⑩の全てを満たす民間事業者であること
対象事業の要件	• フュージョンエネルギーによる発電実証の達成に向けた技術開発を行う事業であり、本公募要領Ⅱ-2に記載されている、①～③の全てを満たす事業内容であること
その他	• 採択審査委員会等で指摘等があった場合は、実施計画に反映すること。 • 間接補助事業の内容や実施体制、経費流用等の計画変更が必要な場合は、交付規程に則り申請し、経済産業省からの承認を受けること。 • 事務局が設置するフォローアップ委員会における議論に積極的に貢献すること。

5 本事業の管理、フォローアップスキーム

本事業においてはフォローアップ委員会が設置され、委員会による補助対象事業の進捗の確認や内容の評価を実施いたします。また、事業終了時には最終報告審査会を実施する予定となっています。

間接補助事業者はフュージョンエネルギーによる発電実証に向けた実証成果を示すため、事務局およびフォローアップ委員会への情報提供や報告等に誠実に協力することが求められます。

6 事業実施期間

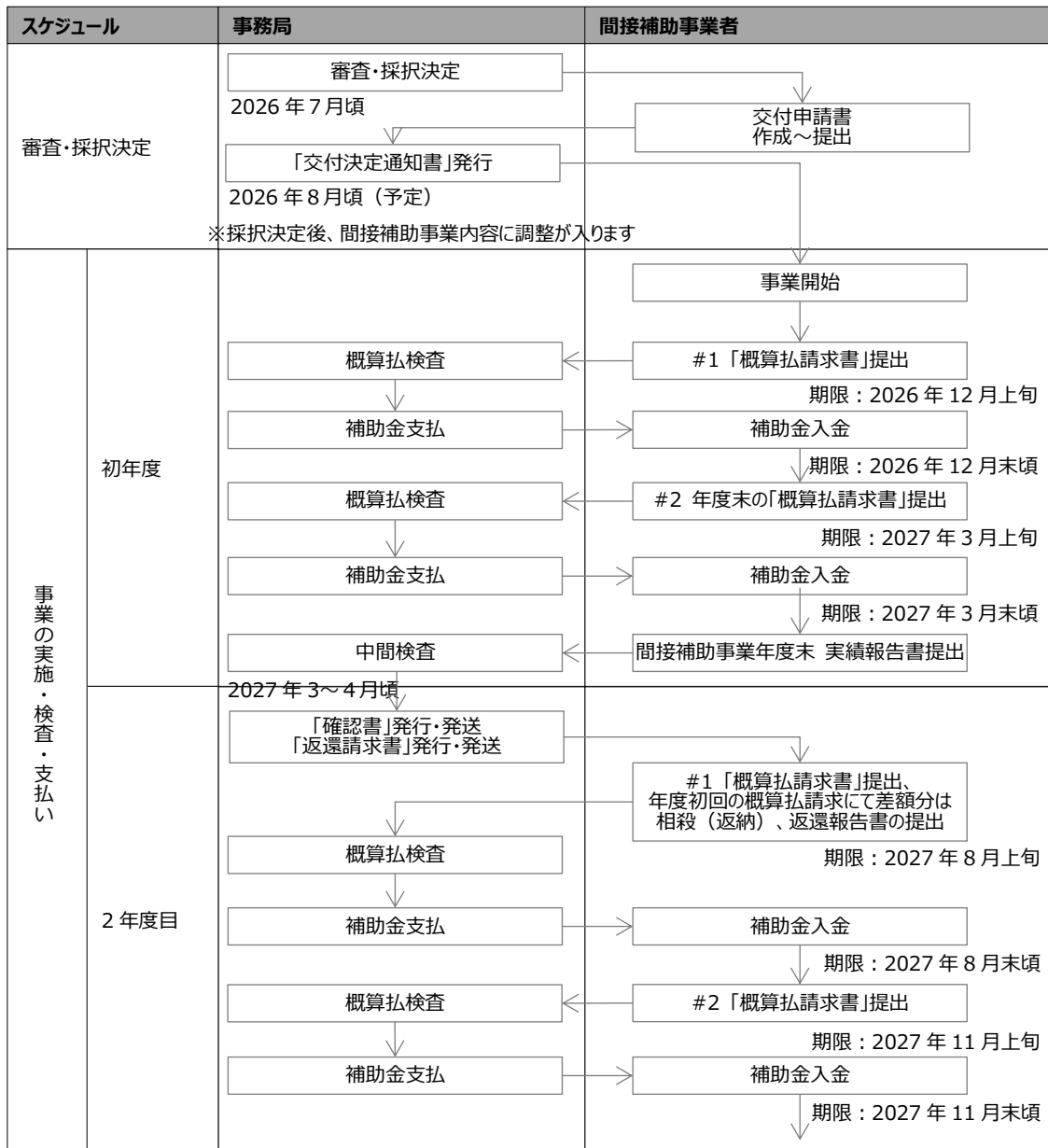
事業実施期間：交付決定日～最長令和 11 年 2 月 28 日（水）

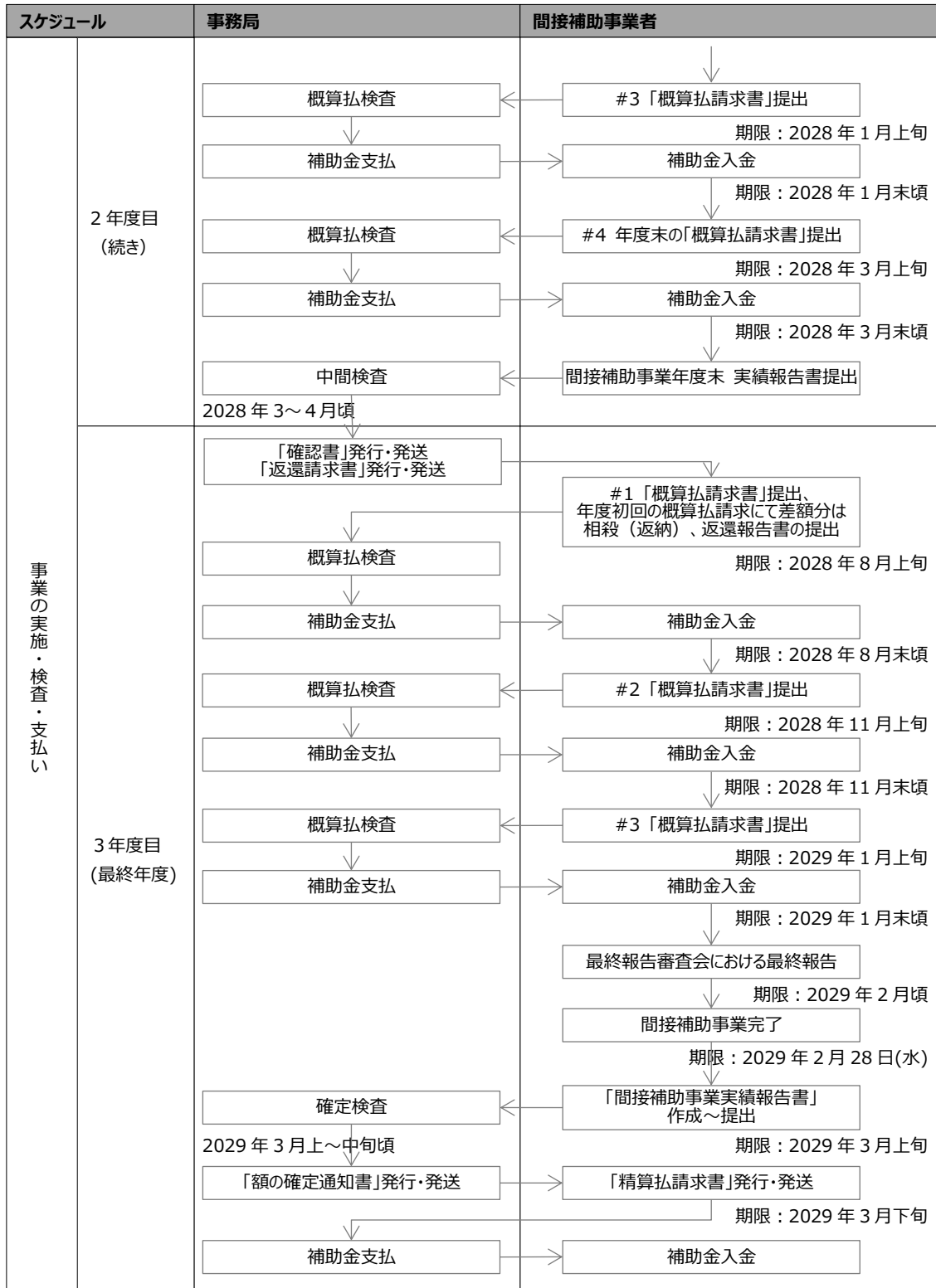
本補助金は最大三年度に跨る複数年度事業として申請することが可能ですが、その場合は、単年度で実施できない理由（長納期品や長期間にわたる試験等）が必要となります。なお、審査の結果、申請時の事業実施期間と異なる期間での採択となることもあります。

以下に、想定スケジュールを示します。最終的な事業実施期間については、経済産業省及び事務局と調整した上で決定することとします。

例：三年度の事業実施の場合

※概算払請求書の番号(#)は年度毎の n 回目の概算払であることを指します。





※注 上記スケジュールは想定であり、あくまでも遅滞なく証憑の登録や申請がなされた場合のものとなります。実際に申請する経費の数や証憑の登録状況、指摘事項への対応状況によって変化することを予めご認識おきください。

複数年度事業についての補足

- ・ 年度毎の実績報告を求めるものとする。
- ・ 各年度の補助金上限額は、交付決定通知書に記載された補助金申請額とする。
 - ※ やむを得ない事由により、事業全体の補助金上限額の範囲内で事業内容の一部を変更しようとする場合には、あらかじめ事務局に相談すること。補助金の総額について、当該交付決定通知書に記載された総額を超えることはできない。
- ・ 交付申請書において、複数年度にわたる実施項目がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること（各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する）。
- ・ 実施計画で計画した実施内容の実績に応じた支払いをその年度に完了すること。
- ・ 各年度事業実施分については、事務局が指示する期日までに年度末実績報告書を提出し、その中で、当該年度内に支払いを予定している補助対象経費および金額を報告すること。
その後、事務局による中間検査の結果、当該年度に受けた概算払額と実際に支払った金額とで差額が発生した場合は、事務局の発行する返還請求書に基づき、次年度初回の概算払額において差額分を補填/相殺した金額とし、合わせて返還報告書を提出すること。
- ・ 概算払を受けた後、事業を継続できなくなった場合など、事業目的を達成できないことが判明した際には、概算払済金額の返還が必要となる。

II 補助対象

1 対象事業者の要件

次の要件を満たす民間団体等とします。

※複数の民間団体等によるコンソーシアム形式による申請の場合は、幹事企業を決めていただくとともに、幹事企業が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事企業が業務の全てを他の者に委託することはできません。）

なお、提案者は1者につき1件までの申請を可能とします。

- ① 事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。（民間企業の場合は日本法人を有していること。コンソーシアム形式による申請の場合は幹事企業が日本に拠点を有していること。）また、本事業の実施においては国内拠点での実施であること。海外拠点や委託/外注先との連携においては、公募要領「IV 応募申請書類の提出について ⑥応募に当たっての留意事項」に記載されている、「研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応」に十分留意した上で行うこと。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 間接補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ⑥ 事業目的・事業内容に記載された内容を達成するために十分に有効な事業を行う団体であること。
- ⑦ 間接補助事業完了後の事業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑧ 本事業の取組や目的・成果等について、幅広いステークホルダーに情報発信を行うこと。ただし、連結子会社の場合は親会社による幅広いステークホルダーへの情報発信をもって、これに替えることができる。
- ⑨ 本事業の遂行により2030年代のフュージョンエネルギー発電実証に寄与し、フュージョンエネルギー産業基盤全体としてカーボンニュートラルへの移行に貢献するとともに、自社の温室効果ガス排出削減の観点からも、以下（i）及び（ii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。なお、GX フューチャー・リーグに参加する場合は、これらの取組を実施したものとみなす。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。
 - (i) 国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度（単年度及び2028年度までの複数年間）・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

⑩ 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所

ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所

ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所

ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

2 対象事業の要件

フュージョンエネルギーによる発電実証の達成に向けた技術開発を行う事業であって、次の全ての要件を満たす取組とする。

① フュージョンエネルギー発電に関する技術開発であること

・核融合反応（原子核同士が融合し、より重い原子核に変わる核反応のこと）を起こすことが客観的に確認されている※システムの開発

※査読付き論文等を引用し、その概要を記載することにより科学的根拠を示すこと

・核融合反応を起こすことによって生じるエネルギーを用いて**発電を目指すシステム**の開発

② 2030年代のフュージョンエネルギーによる発電実証を目指す計画であること

・「フュージョンエネルギーの社会実装に向けた取組の在り方」に沿って**2030年代の発電実証で目指すゴールを設定したうえで、実際に2030年代までにそれを達成し得る計画**

・**発電実証に向けて、全ての開発項目※を満たす計画**。拠点と連携して取り組む場合は、その旨を明記

※超伝導コイル、ダイバータ、加熱装置、燃料システム、ブランケット、発電システム、遠隔保守、構造材料、放射化物処理、等。QSTが提案した第6回フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォースにおける資料 2-2 「「Q-DEMO の概念設計」報告書（概要）」別添1「現状の技術成熟度の評価と個別機器のマイルストーン」における分類と同じ粒度のプラント開発全体に必要な開発項目を提案者において設定するものとする。

・**事業期間終了時点で達成すべきマイルストーンが根拠とともに示されていること**

③ 商用化前発電実証及び社会実装に向けた計画が明示されていること

・他の電源と比較して遜色ない電源としての社会実装目標

・**2030年代の発電実証で目指す水準とのギャップ分析並びにギャップを埋めるために現状想定している将来の技術開発計画**

III 対象経費の区分、補助率及び限度額等

1 対象経費の区分

事業目的に合致した取組に要する経費を補助対象経費とします。

(表2)

経費項目		内容
直接経費	物品費	設備備品費 本事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。
		消耗品費 本事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM 等 ・実験器具類 ・試作品 等
	人件費・謝金	人件費 本事業に直接従事した者の人件費 本事業に直接従事した補助員費 ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員 等
		謝金 本事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・設計審査会等の外部委員に対する出席謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） 等
旅費	旅費 旅費に関わる以下の経費 ①本事業を実施するにあたり事業従事者及び補助員の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者・有識者等の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） 等 * 旅費のキャンセル料については、客観的に合理的な理由が	

		あり、キャンセルすることがやむを得ない事情として認められる場合のみ対象とする。 *「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう
その他	外注費	外注に関わる以下の経費 本事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析及び加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として本事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） 等 *「委託費・共同実施費」に該当するものを除く
	印刷製本費	本事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等技術開発に必要な書類作成のための印刷代 等
	通信運搬費	本事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等
	光熱水費	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	その他 (諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費 ・施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料、ク

			ラウド利用料等) ・特許関連経費 ・薬品・廃材等処理代 等
委託費・共同実施費			間接補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同で 実施するための経費

2 補助率

補助率：2 / 3 以内

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省及び事務局にて調整した上で決定することとします。

3 費目間流用のルール

競争的研究費制度の趣旨等に則り、間接補助事業者が経済産業省および事務局の承認なしで流用可能な費目間の流用割合を直接経費総額の「50%以内」とします。なお、50%以内の流用を行う場合には、当初計画からの大きな変更等により額の確定時等に問題が生じないよう、都度事務局へ事前に届け出を行っていただきます。

4 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

応募申請時の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、応募申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、間接補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

5 間接補助事業者の義務等

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（間接補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
掲載アドレス：
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
（注）間接補助事業者は、当該取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくこととなります。
- ⑧ 間接補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。
- ⑨ 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付規程により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、間接補助事業に係る具体的経理処理、補助対象経費の考え方、確定検査の実施等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、間接補助事業に応募・事業開始され

る際に、事前に内容を確認してください。

補助事業事務処理マニュアル：

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

- ⑩ 事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑪ 国（特殊法人等を含む）が助成する他の制度との併用は原則認めておりません。なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局にご相談ください。

なお、間接補助事業を遂行するにあたり、以下に記載する事項も対応ください。

(1) 最終報告審査会への最終成果の報告

間接補助事業の技術的なマイルストーンの達成可否及び、実施結果や得られた成果、今後の計画の確認のため、最終成果報告審査会を対面または WEB 会議等にて開催します（2029 年 2 月頃の開催を想定）。間接補助事業者は、最終成果を取りまとめた説明資料を作成し、最終成果報告審査会にて成果を報告してください。また、マイルストーンの達成状況に応じて、間接補助事業の継続可否や継続する場合の内容について審査を実施いたします。最終成果報告審査会后、間接補助事業者は、事務局から送付される委員からのコメント等に回答してください。また、事務局が指定する様式に間接補助事業の成果概要を記載いただき、事務局 Web ページに掲載することを予定しています。

(2) 事業の報告・相談

事業の実施計画、進捗状況、事業成果等について、経済産業省または事務局、フォローアップ委員会の求め、もしくは間接補助事業者の必要に応じて報告、相談することとします。なお、事業の実施計画は、実施内容を詳細かつ網羅的にブレイクダウンするとともに実施時期・期限を明確にし、事業を開始してください。進捗状況について、月次に、また、事務局の求めに応じ、実施計画（参考資料）も用いて提出することとします。また、本事業の効果を高めるために、経済産業省との協議の上で事務局等が行う取組に協力することとします。

6 補助金の支払い

6.1 支払時期

補助金の支払いは、各年度で事務局が指定する期間での概算払および事業終了後の精算払となります。

6.2 支払額の確定方法

事業終了後、間接補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。なお支払額が確定した後、額の確定通知書を発行し、間接補助事業者に送付します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内とします。その際、実際に支出したと認められる費用のみが補助対象経費となります。このため、全ての支出には、その詳細を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

6.3 補助金の支払

額の確定通知書の送付後、間接補助事業者から精算払請求書の提出を求めます。受領した精算払請求書に不備がないことを事務局が確認したうえで、間接補助事業者に補助金を支払います。

IV 応募申請書類の提出について

1 受付期間

締切日：令和8年6月11日（木）正午必着

2 提出方法

応募書類は jGrants でご提出ください。やむを得ない事情により jGrants での提出が困難な場合は、事務局にご相談ください。

また、応募意思がある事業者は、5月28日を目途にメールにて意思表示の連絡をお願いします。

※連絡先は下部“問い合わせ先”に記載

※連絡がない場合も提出は可能です

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金への応募意向連絡」とし、本文に「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」「想定する補助対象経費および補助金申請額（補助対象経費の2/3の金額）」を明記願います。

jGrants を利用するには、GBizID プライムアカウント登録が必要です。アカウント取得については、2週間程度を要しますので、アカウント未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。なお、jGrants に関する登録方法や操作方法等のご質問にはお答えできませんのでご了承ください。

※jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ > 「事業者クイックマニュアル」を参照

3 公募説明会

以下の日時にハイブリッド公募説明会を開催します。詳細は、本事業ホームページ（<https://www.teitanso.or.jp/fusion/>）を参照ください。参加をご希望の方は、本事業ホームページにある申込みフォームへのリンク先に、所属企業名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び電子メールアドレス）、説明会の参加形態をご記入の上、令和8年5月8日（金）正午までに送信してください。令和8年5月8日（金）20時までに参加形態に応じて、現地入館案内又はオンラインの接続情報をお送りします。この時間までにメールが届かない場合は、問合せ先まで電子メールでご連絡ください。

説明会開催日時：令和8年5月11日（月）10時00分～11時00分

説明会形式：現地開催とオンライン（Teams を予定）のハイブリッド形式

現地開催会場：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 大会議室

問い合わせ先：fusion@teitanso.or.jp

4 申請書作成等の問い合わせ先

質問がある事業者の方は、下記期間にメールにて連絡をお願いします。

※連絡先は下部“問い合わせ先”に記載

期間：令和8年4月30日（木）～令和8年6月4日（木）正午

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金に関する質問」とし、本文に「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」を明記願います。ご質問への回答につきましては、いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

5 提出書類について

① 以下の書類一式をご提出ください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 提案書（様式2）
- ・ 事業概要（様式3）
- ・ 実施体制図（様式4）
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項（様式5）
- ・ 財務状況確認シートおよび資金繰り表（様式6）
- ・ 他の競争的研究費及びその他の研究開発費や設備投資費の応募・受入状況について（様式7）
- ・ その他補足資料等

※上記の様式1～7以外にも確認資料等がありますので、「提出書類等チェックシート」を必ずご確認ください。

- ② 応募書類に記載された情報については、本事業の採択に関する審査をし、また事業を支援する以外の目的には使用しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、その後の交付手続きにおいて交付決定を行わないことがあります。

6 応募に当たっての留意事項

I. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日改正 競争的研究資金

に関する関係府省連絡会申し合わせ)³を踏まえ、経済産業省所管のすべての競争的研究費について不合理な重複^{注1}及び過度の集中^{注2}を排除し、研究開発事業に係る透明性を確保しつつ、エフォート（従事者の全仕事時間に対する当該事業の実施に必要とする時間の配分割合（%））を適切に確保できるか確認するため、以下の措置を講ずることとします。

詳細は、上記の申し合わせを御参照ください。

注1 「不合理な重複」とは

同一の従事者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究開発事業の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究開発事業に対して配分されるもの⁴。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

注2 「過度の集中」とは

同一の従事者又は従事者グループ（以下「従事者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないうほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・従事者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

（1）不合理な重複及び過度の集中に関する情報の共有等

不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、配分機関や関係府省間で共有することがあります。

応募書類や jGrants への記載及び配分機関及び関係府省からの情報等により不合理な重複又は過度の集中があると認められた場合は採択しないことがあります。また、応募書類や jGrants に事実と異

³ 内閣府 HP

（ https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf ）参照。

⁴ 所属する組織内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

なる記載をした場合は、間接補助事業の不採択、採択取消し又は減額配分を行うことがあります。

(2) 他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況等の確認

応募する研究開発課題に携わる代表者・従事者等⁵について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属企業/機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類（参考：様式7）やjGrantsに記載してください。

なお、これらの研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究開発等に関する情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ⁶ご記入ください。

ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することも可能です。その場合においても必要に応じて間接補助事業者に照会を行うことがあります。

(3) 今後の秘密保持契約等締結時の検討

今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることをご検討ください。

ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、その場合においても守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

(4) 従事者が関与する全ての研究開発活動に係る透明性の確保

応募する研究開発課題に携わる代表者及び従事者等については、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援⁷を含む、自身が関与する全ての研究開発活動に係る透明性確保のために必要な情報について、所属組織の関係規程等に基づき、所属組織に適切に報告している旨の誓約を求めます。

誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

また、応募する研究開発課題には使用しないものの別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、間接補助事業者に対し、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⁵ 応募の研究開発課題を実施する間接補助事業者の従事者について、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

⁶ 原則として共同研究等の相手機関・事業者名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

⁷ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

II. 研究開発活動の不正行為への対応

(1) 研究体制の整備と実施状況の確認

研究開発活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定）（以下「不正行為指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の間接補助事業者は企業として必要な措置を講じることとします。

間接補助事業者における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の交付決定に当たって、間接補助事業者における行動規範の策定や組織に所属する従事者に対する研究倫理教育^{注1}の実施状況について確認^{注2}をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

注 1 申請者が所属する組織において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために」[※]を参照することもできます。

※ 経済産業省ホームページに掲載

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

注 2 研究資金の契約手続きが円滑に行われるよう、応募された提案の採択時に組織における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認させていただきます。その時点までに組織内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

(2) 不正行為があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正行為があると認められた場合の措置

本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他府省等[※]を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

※ 「他府省等」は、経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。

- ③ 経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった間接補助事業者名、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

(3) 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

Ⅲ. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

(1) 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の間接補助事業者は企業として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

間接補助事業者における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、間接補助事業者における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、間接補助事業者において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての従事者に対し、不正使用等に当たる行為や不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

(2) 研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用等の重大性などを考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を行った従事者及びそれに共謀した従事者、不正な受給を行った従事者及びそれに共謀した従事者、及び不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した従事者、及びこれら従事者が所属する間接補助事業者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
- ③ 経済産業省は、不正使用等に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった間接補助事業者名、措置の内容、不正が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金

額、研究内容と不正の内容、調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても同様に、本事業を含む経済産業省所管の全ての研究資金への応募申請を制限します。

(3) 過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者（当該不正使用等を共謀した従事者及び善管注意義務に違反した従事者を含む。）は、不正使用指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

(参考)

経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

経済産業省研究不正通報窓口

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

T E L 03-3501-9221 / F A X 03-3501-7924

E-mail bzl-kenkyu-fusei-meti@meti.go.jp

IV. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

(1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出管理[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件を満たした場合)に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

(2) 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型[※]に該当する居住者に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本間接補助事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本間接補助事業の活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合について

も、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

(3) また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。このため、交付決定時まで、本間接補助事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本間接補助事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

【参照】安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも御参考下さい。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

V 採択の審査及び結果通知について

1 採択時の主な審査内容

採択の審査は、第三者により構成される採択審査委員会において行われます。審査は、提出書類に基づく書面審査とともに、明らかな要件不適合（「対象事業者の要件」及び「対象事業の要件」を満たしていないもの）や書類不備等がない全ての申請事業者へのヒアリングの実施を予定しています。応募件数が想定を超える場合等においては、ヒアリング対象を絞り込んで実施する可能性があります。交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じません。

- ※ プレゼンテーションは 1 件あたり 30 分程度を予定していますが、応募申請件数次第で前後する可能性があります。質疑応答はプレゼンテーションの後に行います。
- ※ プレゼンテーション・質疑応答の具体的な実施日程（公募終了の 3 週間後を想定）や形式は、公募締切後に別途調整を行いますが、プレゼンテーションの日程調整は採択を確約するものではないため、日程が確定した後に不採択となった場合には、プレゼンテーション審査を行いません。
- ※ プレゼンテーション審査においては、本提案書「Ⅱ. 産業競争力強化への貢献・実用化に関する内容」に記載いただく経営層のコミットメントについて確認を行うため、提案する企業等の代表権を有する者の参加を求めます。なお、コンソーシアム形式で応募する場合、コンソーシアムに参加する幹事企業以外の者についても同様に経営層のコミットメントについて確認を行うため、プレゼンテーション審査への代表権を有する者の参加を求めます。（本事業の経費で仕入れを行い、幹事企業へのリースを想定するリース会社を除く）

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 基本的事項

- (ア) 補助対象に記載の「対象事業者の要件」及び「対象事業の要件」を満足しているか。※この項目を満たさない提案は審査の対象となりません。
- (イ) 本事業を遂行するための知見を有しているか。
- (ウ) 円滑に遂行するために事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- (エ) 間接補助事業の規模に見合った将来の事業規模が想定されているか。
- (オ) 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- (カ) コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

② 発電実証に向けた取組および技術ロードマップに関する審査

- (ア) 採用する方式で発電ができることの科学的根拠が明確であるか。
- (イ) 採用する方式の他方式に対する優位性が明確であるか。
- (ウ) 提案内容は、独自性、新規性、及び、海外も含めた同業他社に対する優位性を有しているか。
- (エ) 2030 年代の発電実証、商用化前発電実証、及び社会実装のそれぞれの段階について、以下のことを満たしているか。

- 妥当な目標が定量的に設定されているか。
 - 目標の設定根拠が論理的に説明されているか。
 - 課題や必要となる技術開発要素が網羅的に整理されているか。
 - 実現するための十分かつ現実的な計画が提案されているか。
- (オ) 発電実証及び社会実装における課題・ニーズに対し、独自の高い価値を提供できるか。
- ③ 事業期間中の詳細な実施内容（プロジェクト計画）に関する審査
- (ア) マイルストーン及び実施内容は発電実証に向けた重要課題の解決を目指したものとなっているか。
- (イ) 本事業期間内の中間目標が適切に設定されているか。
- (ウ) マイルストーン及び実施内容の、2030年代の発電実証に向けた計画における位置づけは妥当であるか。
- (エ) マイルストーン達成に向けて想定される課題・リスク、及び、それらへの対応方針を十分かつ現実的に整理しているか。
- ④ 産業競争力強化への貢献・実用化に関する審査
- (ア) 事業の実施により、2030年代のフュージョンエネルギー発電実証計画に寄与することでフュージョンエネルギー産業全体としての人的・物質的投資の拡大に貢献するとともに、自社成長性の向上や良質な雇用の維持・強化、他社への受発注による経済効果等が認められるか。
- (イ) 提案内容に対して、経営層や事業部門全体として深く関与し、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されているか。
- (ウ) 将来の自立化に向けて、提案する製品・サービス・技術の需要家を巻き込むことや自ら資本市場から資金を呼び込む計画となっているか。
- (エ) 事業の実施により得られる・実装される技術や当該設備により生産される製品の市場での優位性確保に向けて、適切なオープン戦略（標準化等のルール形成、ライセンス等）及びクローズ戦略（知財・ノウハウ管理等）について、間接補助事業の特徴を踏まえた具体的な計画があるか。
- (オ) 事業の実施により得られる・実装される技術や当該設備により生産される製品の市場での優位性確保のため、ノウハウ等に関する技術流出防止措置を含む適切な情報管理体制を整備しているか。
- (カ) 提案内容は、補助を前提としない場合には、経済面や技術面、その他予見性等の観点から、実施が困難な計画と言えるか。また、補助を前提としない場合は内部利益率や投資回収期間など投資判断に至る水準に達しないことが定量的に示されているか。
- ⑤ 人材確保に向けた取組に関する審査
- (ア) 補助対象事業の実施にあたり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか。

- (イ) 暦年/事業年度において、対前年/前年度比で大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があり、その旨を従業員に表明しているか。(任意で記載)
- (ウ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているか。ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか。(任意で記載)

なお、採択審査委員会は、核融合技術に関する専門知識を補う観点から、各提案に対して拠点が行う技術レビューの結果も参照しつつ、審査を行います。また、採択にあたっては、採択審査委員会による審査を実施した上で経済産業省の承認を要するものとし、それらの過程で採択の判断を行うにあたって必要な追加の対応や資料の提出を求めることがあります。

2 採否の通知等

審査結果（採択または不採択）の決定後、事務局から速やかに電子メールにて通知します。また、補助要件を満たさない申請は、最終公表を待たずに不採択の通知を行う場合があります。

また、採択結果(事業者名、法人番号、事業名 等)については、事務局 Web ページに掲載することを予定しています。

※審査結果の詳細および理由等についてはいかなる理由があっても開示しません。

3 その他

- ・ 申請や実施については、公募要領等を熟読して対応してください。
- ・ 本事業では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。
- ・ 申請内容に虚偽があることが判明した場合には、補助金適正化法違反に問われることとなり、補助金の全額返還を求めるとなります。
- ・ 応募書類の必要事項が記載されていない、必要な添付書類がないといった場合には不採択となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 審査への対応ができない場合は、原則として不採択となります。ご注意ください。
- ・ プロジェクト内容を変更する場合、経費の区分間において50パーセントを超える補助対象経費の流用増減がある場合、補助対象経費の50パーセントを超える減額変更がある場合、間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合にはあらかじめ計画変更承認申請を経済産業省及び事務局に対して行う必要があります。なお、原則として交付決定額から総額で増額となる変更を行うことは認められません。
- ・ 補助金の支払については、原則として、間接補助事業者から実績報告書の提出を受け、確定検査を経て補助金額の確定後に精算払となります。ただし、経済産業省及び事務局が必要と認める場合には、所定の手続きの上、補助金の一部について概算払をすることができます。

- ・ 事業実施中や完了後に、関係機関等による書類・現地検査が入る場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ その他、不明点が生じた際には関係機関等へご相談ください

VI 交付決定

採択された申請者が、事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して事務局が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省と事務局の協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額の変更などの条件を付す場合があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、間接補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

VII 問い合わせ先

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金事務局

一般社団法人 低炭素投資促進機構 業務第三部

電子メール：fusion@teitanso.or.jp

お問合せは電子メールでお願いします。電話でのお問合せは原則受付できません。

なお、お問合せの際は、件名（題名）を必ず「令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金に関する質問」としてください。他の件名（題名）ではお問合せに回答できない場合があります。

以上